

さんぎん宝くじ付定期預金規定

1. (預入)

さんぎん宝くじ付定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入は、当行所定の方法により取扱います。

2. (預金の預入れ金額の制限)

この預金の新規預入金額は当行所定の金額範囲内とします。ただし、自動継続した場合は制限なきものとして取扱います。

3. (預入期間)

この預金の預入期間は3年です。

4. (利率)

この預金の利率は、預入日の3年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率とします。

5. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一期間の同一種類の定期預金に自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその3年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときはその定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。

6. (預金の支払時期)

この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に利息とともに支払います。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における当行所定の利率(前記4の利率、ただし、継続後の預金については前記5の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、次のとおり支払います。
預入日(継続した場合は最後の継続日。以下同じとします。)の6ヶ月後応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
預入日の6ヶ月後応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の

預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が0%となる場合は当行所定の下限利率を適用します。また、約定利率が預入日におけるこの預金の店頭表示利率と異なる場合は、約定利率の70%と比較しどちらか低い方の利率を適用します。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満 預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%

(4) この預金は、元金(継続した場合は継続後の元金。以下同じとします。)の一部を解約することはできません。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8. (解約)

この預金の解約は、当行所定の方法により取扱います。

窓口で解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。なお、当店以外での解約は、当行所定の条件を満たす場合に限ります。

9. (通帳)

この預金は、総合口座通帳(貯蓄総合口座通帳を含みます。)により取扱います。

10. (規定の適用)

本規定に定めのない事項については、ダイレクトバンキングご利用規定、総合口座取引規定、定期預金共通規定、自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定)によるものとします。

以上